

イアンス違反の早期把握、迅速な対処という有事の対応が求められるということであろうか。

高い報酬を支出してまで調査委員を招聘するのは、証券取引所、株主をはじめとするステークホルダーへの言い訳などが目的ではなく、まし

てや、経営陣の保身のためであって
はならない。いうまでもなくその目的は、事実の徹底的な解明と原因分析を通じて、再発防止策の提言を受け、企業の信頼回復を図ることにほかならない。せつかく的確な提言を示されながら、これを自己の都合の

いいように解釈してしまい、結果的に2度目の調査委員会を設置せざるを得なかった昭光通商の事案は、不祥事を発生させた組織にとって、示唆に富むものであるといえよう。

と判断している。調査担当者の上司は、入社当時、管理部長と経理課長が存在していたが、2013年4月末日以降は、調査対象者が事実上の経理責任者となっていた。

V 権限の集中を避けることに尽きる 従業員の横領に関する 不正リスクの許容ライン

4番目の事例として、やはり不正会計事件に多い「従業員による不正」のなかから、経理担当者による資金の横領事件をとりあげる。経理担当者による資金の不正流用が発覚したのは、山梨県に本店を置き、ジュエリーやジュエリーパーツの製造・販売を主要事業とする「光彩」(旧社名は「株光彩工芸、以下、「光彩」という)である。1955年創業で、2018年1月期では売上高1、979百万円、経常利益58百万円、従業員数114名の規模であり、JASDAQに上場している。

東京国税局による 税務調査で不正が発覚

光彩は、2017年7月27日、東京国税局による税務調査の初日に、光彩の経理責任者(以下、「調査対象者」という)が多額の現金を横領していることについて、国税局担当者より示唆を受け、ただちに社内調査を開始した。東京国税局担当者は、事前調査の段階で、光彩の預金口座の流れから、調査対象者による横領の事実を把握していたものと考えられ

る。通常は端緒を把握していても、税務調査の過程で会社側のシステムなり帳票なりを確認して、確証を得てから、こうした事実を伝えるのではないかと思うが、よほど確たる証拠があったということかもしれない。

調査対象者は調査当時37歳で、大学院修士課程修了により税理士試験2科目を免除され、さらに税理士試験1科目に合格、税理士事務所、会計事務所勤務を経て、2010年2月22日に光彩に入社した。調査委員会は、「入社時点において、相当程度の会計・税務の知識を有していた」

調査対象者の不正開始時期を、入社7カ月後である2010年9月24日ごろから不正を行っており、不正行為の具体的方法は次のとおりであり、被害金額の総額は、当初約3億9,008万円と報告されたが、その後約4億50万円へと拡大した。

- ① オンライン決済を悪用した自身の口座への送金
- ② 請求書に捺印する際の印鑑の不正使用(払戻伝票に押印)
- ③ 廃棄すべき銀行口座のキャッシュカードを悪用した不正出金
- ④ 現金売上代金、現金回収売掛債権の着服

調査対象者による横領の隠蔽工作は、「材料費(買掛金を過大に計上する)」というものであり、過大計上された材料費の損益インパクトを抑えるために棚卸資産の過大計上を行うという、きわめてシンプルなものであった。にもかかわらず、不正が7年近く発覚しなかった原因の1つに、次のような不正の特徴があった。